

講演

アメリカの法学教育

——日本における教育改革のためのひとつのモデル——

トニ・M・ファイン*

宮澤節生・大坂恵里 共訳

法曹養成のためのプロフェッショナルスクールの設置を含め、法学教育の在り方について抜本的な検討を加えるべきである。

自律的個人を基礎とする自由で公正な社会においては、法は、いわば全国民の共有財産として、国民一人ひとりがさまざまな次元でかかわり、活用できるものでなければならない。そのためには、法の担い手として、法曹だけでなく、隣接法律専門職種等も視野に入れつつ、総合的に人的基盤の強化について検討する必要がある。

司法制度改革審議会⁽¹⁾

日本は、現在、その歴史上で決定的に重要な時期にある。一国の法制度を全

* Toni N. Fine. ベンジャミン・N・カードウゾウ (Benjamin N. Cardozo) ロースクールの大学院・国際プログラム・ディレクター (Director of Graduate and International Programs)。1986年、デューク・ロースクールでJ.D.を取得。

本稿は、2000年7月19日に早稲田大学法学部で筆者が行った講演に加筆修正を施したものである (“US Legal Education : A Model for Japanese Education Reform,” Waseda Proceedings of Comparative Law, Vol. 3, 2000, pp. 51-93を参照)。本稿の草稿に対して有益なコメントをお寄せ下さった早稲田大学法学部の宮澤節生教授、戸波江二教授、同学部の同僚諸氏、そして佐藤潤氏に感謝の意を表したい。

く根本的に変革することが真剣に考慮されることは、とりわけ、日本のように長い伝統があり、十分に発展し、安定した国においては、稀であろう。

プロフェッショナルスクール型 (professional model) の法学教育について日本でなされている考察は⁽²⁾、他のほとんどの国では得られない挑戦的課題を日本に提起するものである。すなわち、日本に対して、現状の制度の価値を真剣に評価し、現行の法学教育のモデルにおける利点と弱点を確認し、そして、日本の歴史と文化に忠実である一方で日本の現在と将来のニーズにもっとも適した法学教育制度と法制度を開発するという機会を与えるものである。

日本では、現在、アメリカの制度に基づいた法学教育モデルを採用することの適否に関して論議が行われているが、本稿は、アメリカのプロフェッショナルスクール型法学教育の本質を描写するものである。第I部は、アメリカの法学教育制度の本質的要素を探る。第II部は、日本の法学教育制度の改革の必要性を含めて、司法制度改革審議会によって確認されたニーズについて論じる。第III部は、アメリカの法学教育制度の利点と、どうすれば同様の教育制度が司法制度改革審議会によって確認された目標に合うように運用できるかを論じ、さらに、日本がプロフェッショナルスクール型法学教育を目指すことを考慮するならば取り組むことが必要とされるであろう重要な問題をいくつか確認する。日本がその現行モデルを再検討し、プロフェッショナルスクール型法学教育の開発と実施を目指す際に、本稿がなにがしか重要な指針を与えることができると願っている。

[訳注] 本稿は、講演のために用意されたフルペーパーの改訂版である。講演では宮澤が通訳にあたったが、時間的制約のために要旨にとどまった。本稿は、特に詳細な注の利用価値が高いと思われる。以下の注は、すべて原注である。

なお、筆者は、legal professionという言葉を、日本の法曹に相当する意味で用いている場合と、非弁護士企業の法務部員を含む法律関係職全体を指して用いている場合があるので、実質の意味に応じて訳し分けた。また、日本の制度について明らかな誤りと思われる箇所（日本では弁護士だけが特別の資格認定を要する法律関係職である）は、筆者の了解を得て削除した。さらに、明らかな誤記（例えばABAとAALSの取り違え）と思われるものは、訳者の判断で訂正した。

- (1) 司法制度改革審議会「司法制度改革に向けて—論点整理—」(1999年12月21日)。筆者は2000年7月6日に司法制度改革審議会を訪問した。
- (2) 前注を参照。

I アメリカ型専門職教育（Professional Education）の特徴

19世紀末以来、アメリカの法学教育制度は、厳格な学問的（academic）訓練と実務的な技能訓練への関心とを結合するプロフェッショナルスクール型教育に基づいてなされてきた。3年間のJ.D.プログラムのためにロースクールに入学する者は、いかなる学問分野でもよいが、学士号を取得した後でなければならない。アメリカにおける法学教育には複数のアプローチ⁽³⁾があるが、この第I部では、アメリカの法学教育制度において確認されうる一定の共通点と傾向を論じる。その中心は、近年明らかになってきた諸問題で、法学界において多少とも論議的となり続けているものになるであろう。

A アメリカの法学教育制度に関する学問的側面

1 実用的な構成要素を伴った学問機関

アメリカのロースクールは、一定水準の実務訓練を提供する学問機関という、珍しい混成物である。ロースクールは、その構造において純粋に学問的なものではない。なぜならば、ロースクールは、効果的な法律実務のために必要な技能に重点をおくからである。他方、ロースクールは、職業学校（trade school）とは大いに異なる。なぜならば、法および法制度の哲学や基本原則の研究が、ロースクールにおいて伝えられるものの核心にあるからである。

学問的訓練と技能ベース訓練の優劣は、1世紀以上の間、ロースクールにおいて論争を構成してきた。アメリカの法学教育のより伝統的な方式は、法の学問的および理論的要素をほとんど排他的なまで強調した。法の学問的および理論的基盤が、ロースクールがかつての徒弟制度（apprenticeship）モデル⁽⁴⁾に抗して申し出た最初の約束であったのだが、その結果ロースクールは、実務的

(3) 例えばClark Byse, Fifty Years of Legal Education, 71 Iowa L. Rev. 1063, 1063 (1986); Jay M. Feinman, The Future History of Legal Education, www.camlaw.rutgers.edu/publications/lawjournal/feinman at 1を参照。

(4) 1900年代後期まで、法学「教育」の支配的モデルは徒弟制度モデルであった。例えばWilliam R. Trail and William D. Underwood, The Decline of Professional Legal Training and a Proposal for its Revitalization in Professional Law Schools, 48 Baylor L. Rev. 201, 204 (1996) を参照。

な技能訓練への考慮を欠いているということで長く批判されてきたのである⁽⁵⁾。そのために、多くの法学教授によって差し挟まれる抵抗と技能訓練の提供に伴うコストにもかかわらず⁽⁶⁾、現代のアメリカのロースクールは、実務的な技能訓練にコミットするようになってきたし、法律情報の調査法と法律文書の作成法 (legal research and writing)、法律文書作成法上級 (advanced drafting)、事実審実務、事実審前実務、上訴実務、およびロースクール内でのクリニックやロースクール外でのエクスターンシップ・プログラム等に関する新興の諸科目が発展してきた⁽⁷⁾。

また、多くのロースクールが「グローバルな」要素をともなった学問的プログラムの形成も行ってきた。これは、国際法、外国法、比較法、そしてそれらの技術に関する科目を含む⁽⁸⁾。それは、外国出身の教授をより広く登用することにもつながってきた⁽⁹⁾。多くのアメリカのロースクールに相当数の留学生が存在し、彼らがロースクールのコミュニティ全般に統合されていることも、グローバルな教育環境に寄与する。

2 アメリカにおける法学教育の方法

アメリカの法学教育における独特の方法を論ずる前に、2つの点について特に言及する必要がある。第に、法の教え方の厳密な方法であるにもかかわらず、日本および多くの他の国々においてきわめて広く見られる単純な講義方式は、アメリカにおいてはほとんど耳にされることがない。第2に、多くの法制度においては、教室における講義は予習を必要とせず、学生は授業に来るか割り当てられた教材を読むかのどちらか一方を要求されるだけである。しかし、アメリカでは、学生は教材を読み、それらについて基礎レベルの理解を有していることが前提とされている。従って、学生は、教材を読むとともに授業に出席することを求められており、さらに、授業に積極的に参加することを期待さ

(5) 同文献201-03, 219頁を参照。

(6) 同文献240頁, 後注28・マックレイト・レポート250-51頁を参照。

(7) 前注4・Trail and Underwood 234-240頁。

(8) Toni M. Fine, The Globalization of Legal Education in the US, in "The Future of the International Practice of Law from a Global Perspective," *European Journal of Law Reform*, Volume 2, Issue 4, 2000 (forthcoming) を参照。John Abarrett, Jr., *International Legal Education*, 33 *Int'l Law*. 587, 588 and note 3 (1999) を比較参照。

(9) 前注8・Fine, を参照。

れている。

a ソクラテス主義に基づくケース・メソッド

アメリカのロースクールの伝統的な教え方は、19世紀後期にハーヴァード・ロースクールのディーンであったクリストファー・コロンプス・ラングデルによって考案された技術に基づいている。基本的に、ラングデル方式は上級審判例の科学的研究に基づいており⁽¹⁰⁾、それを通じて法学生は、法原則と法律家のごとく考えるプロセスの両方を学ぶものとされている⁽¹¹⁾。ラングデル方式は、学生と教授の間のソクラテス的対話を通じて達成され、その間、学生は事案を説明し、判決についての質問に答え、教授によって提示される仮説的問題に答えることを要求されるものであった⁽¹²⁾。

ケース・メソッドが導入されて間もなく、プロフェッショナルスクール型ロースクールと徒弟制度モデルの優劣は、ロースクール・モデルに有利に解決された⁽¹³⁾。1879年に、アメリカ法曹協会（American Bar Association: ABA）が、徒弟制度モデルよりもプロフェッショナルスクール型ロースクールによる法学教育を唱道したのである⁽¹⁴⁾。

ラングデル方式はアメリカのロースクールにおいて事実上普遍的に用いられてきたが、同時に、学生に有害な心理的インパクトを与え、その自尊心を憂慮すべきほどに低下させるとして、鋭い非難にもさらされてきた⁽¹⁵⁾。それにもか

(10) Peter V. Letsou, *The Future of Legal Education: Some Reflections on Law School and Specialty Tracks*, 50 *Case W. Res. L. Rev.* 457, 461 and note 11 (1999) を参照。

(11) 前注4・Trail and Underwood 202頁（アメリカの法学教育は伝統的に「法曹らしく考える」ように学生を教育することに焦点を置いてきたと述べる）を比較参照。

(12) Alberto Bernabe-Riefkohl, *Tomorrow's Law Schools: Globalization and Legal Education*, 32 *San Diego L. Rev.* 137, 143 (1995).

(13) Robert A. Stein, *The Future of Legal Education*, 75 *Minn. L. Rev.* 945, 949 (1991).

(14) 同文献を参照。

(15) ある論者が指摘するように、「ソクラテス方式およびラングデル方式の有害な心理的インパクト——学生の自尊心がひどく低下することや学生の心理的障害を心配なほど増やすことを含む——は十分に文書で証明されてきた」。Clifford S. Zimmerman, *Thinking Beyond My Own Interpretation: Reflections on Collaborative and Cooperative Learning Theory in the Law School*

かわらず、大部分はラングデルとラングデル方式を伝道する者達の努力によって、ラングデル方式は、20世紀を通してアメリカにおける法学教育の顕著な方法となった⁽¹⁶⁾。

b アメリカにおける法学教育方法に生じた変化

アメリカにおける法学教育方法が20世紀の間にどの程度変化してきたかについては論議があるが、いくつかの変化は明らかである⁽¹⁷⁾。

第1に、判例法の読解はもはや、アメリカにおける法の排他的な教え方ではない。ケース・メソッドは、アメリカのロースクールにおいていまだに優勢であるが、教授陣は、問題指向的アプローチを判例法の読解とますます統合しつつある⁽¹⁸⁾。これは、教材の性質が変化していることに反映されている。例えば、標準的なロースクールの参考書であるケース・ブックは、現在、以前よりも多くの問題、注釈および学術論文からの抜粋を含んでいる⁽¹⁹⁾。そして、学生のプライドを傷つけて孤立させるため逆効果であると言われることの多いソクラテス的アプローチは、厳格で権威主義的な斜問 (inquiry) モデルよりも、真の対話を伴うより人道的なアプローチを採用している多くの法学教授達によって、新たな次元を獲得してきた⁽²⁰⁾。

セミナーは、専門的な主題を扱う、より小規模な授業であるが⁽²¹⁾、ますます人気を有するようになってきた。法学の授業は伝統的に大講義室で行われ、100人もの学生を抱える講義もあった。大講義はいまでも非常に一般的であるが、セミナーが出現し、利用が増えている。セミナーは、ソクラテス的対話を行うよりも、学生と教授の間の討論に依存する傾向がある。セミナーの性質によっては、個々の学生は、教室での発表を要求されることがある。加えて学生

Curriculum, 31 Ariz. St. L. J. 957, 968 and note 42 (1999).

(16) 前注3・Feinman 1-2頁。

(17) 例えば、純粋なソクラテスの上級審判例法アプローチから今日の多彩な教育形態への変遷がある。法学教育は、現在、多岐にわたる教育法を含むものであって、それには、問題指向的教育、特定主題に集中するセミナー、それに法律文書作成法のプログラムが含まれる。例えば前注15・Zimmerman 966-67頁および note 36を参照。

(18) 同文献note 36。

(19) 前注3・Byse 1064頁を参照。

(20) 同文献1064-65頁を参照。

(21) 同文献1065頁を比較参照。

は、典型的な教場試験を受けるより、むしろセミナー科目のためにレポートを書くことを、しばしば要求される。

技能ベース科目が徐々に組み込まれていったこともまた、以下で論じるように、とりわけ特定の法分野においては教育方法を変えてきた。

3 アメリカのロースクールのカリキュラム

アメリカのロースクールの「標準的」カリキュラムという観念は、今日では、誤った性格づけとなった。アメリカのロースクールの学問的プログラムに常に欠かせなかった基礎的で教義学的（doctrinal）な科目が数多くある一方で、必修科目はかつてないほど少なくなり、とりわけ上級クラスの学生は、より多くの専門的な科目を受講できる⁽²²⁾。これらの専門科目には、学際的な科目⁽²³⁾、理論志向の科目、グローバルな焦点を持った科目、そして技能ベース科目が含まれる。

a 必修科目

ロースクールは一年次のカリキュラムを定めており、伝統的に、ロースクールの一年生には選択の余地は無い。一年次のプログラムには、一般に、契約法、民事訴訟法、刑法、財産法、不法行為法、そして法律情報調査と法律文書作成がある。しかしながら、ロースクールによっては多少変化がある。過去数年、少数のロースクールが一年生のために独自の科目を発展させ始め、選択科目を1つ受講することを認め、あるいは一年生のコア科目に国際法、外国法、または比較法の要素を加え始めた。

一年生に比べて上級生の必修科目ははるかに少なく、数年前よりもさらに少なくなった⁽²⁴⁾。ほとんどのロースクールは、現在、学生達が憲法と専門職責任（Professional Responsibility）を受講することを義務付けており、そして多くのロースクールは、学生達がJ.D.を授与される前に相当な論文（a significant written work）を完成させることを義務付けている。他のロースクールは他の特定の要件を課しているが、学生達はたいいてい、ロースクールの最後の二年間

(22) 前注4・Trail and Underwood 214-16頁を参照。専門科目の増加は、ある程度、法律実務の専門性が強まったことに対応しているのかもしれない。同文献を参照。前注10・Letsou 457頁をも参照。

(23) 学際的な科目の増加に関しては、前注3・Byse 1087頁を参照。

(24) 前注4・Trail and Underwood。

では自分自身のカリキュラムを作ることができるのである。

b 科目選択における多様さ

今日の科目選択は、十分な資力のある大規模ロースクールでは特に、その多様性と性質において注目に値するものとなっている。この点について、いくつか際立った傾向がある。

第1に、より多くの科目が、「法と〇〇」、例えば法と経済学、法と哲学、法と社会科学、または法と歴史学、に重点を置いており、性質上学際的である。また、理論志向的な科目も数を増やしている。過去十数年間、ロースクールは、公共選択理論 (public choice theory)、批判的法学 (critical legal studies)、批判的人種理論 (critical race)、そしてフェミニズム法学のような、法学における従来とは異なった動向についても教え始めてきた⁽²⁵⁾。最後に、それらが外国法、比較法、国際法を扱っているという意味で、その性質上「グローバルな」科目が無数にある⁽²⁶⁾。アメリカのロースクールにおける科目のいくつかは、グローバルな市場における文化的・言語的多様性の重要性を認識して、他の国や地域の法律用語を教えたり、外国語で教えられたりしているのである⁽²⁷⁾。

c 技能科目の増加

近年のアメリカの法学教育においては、技能科目もまた非常な重要性を帯びてきた。ABA、ローファーム、裁判官、そして学生からの圧力⁽²⁸⁾は、これら

(25) 前注13・Stein 951-52頁を参照。

(26) 前注8・Fineを参照。

(27) 同文献。

(28) この緊張は長年存在してきた。法学教育は十分に実用的ではないと長い間批判されてきた。ロースクールは、学生の実務訓練は学生が働く法律事務所です卒業後になされるということ、当然視してきた。前注12・Bernabe-Riefkohl 144-45頁。しかしながら、これは、法律事務所側の期待に沿うものではなかった。「ロースクールはカリキュラムを多様化しているが、法専門職側は、学生が実務に備えることにおいてロースクールがよりよい成果をあげることを望んだ。」同文献の144頁および注38で引用されている研究。早くも1921年には、ある報告書が、十分な実務技能を教えないことを理由にアメリカのロースクールを批判した。1953年の法学教育に関する報告書は、同様に、ロースクールは教義学的すぎて適切な実務訓練を欠いていると結論した。同文献143頁を参照。より近年には、「クラムトン・レポート」(Cramton Report)として広く知ら

の実務指向科目に対する高齢およびより保守的な教授陣⁽²⁹⁾からの抵抗を、ほぼ覆してきた。近年、技能科目は、ロースクールのカリキュラムの中でますます重要な部分を占めてきた。法律情報調査と法律文書作成は、かつてはロースクールの中で除け者であって、上級生や専門家ではない非常勤教員によって教えられていたが、現在ではアメリカのあらゆるロースクールにおいて、一年次カリキュラムの一部として必修とされている⁽³⁰⁾。これらの科目は、学者と学生によってますます真剣に受け止められるようになっており、高度の専門性を持ったスタッフによって運営され、教えられている。法律情報調査と法律文書作成の講師は、ますます長期契約を延長されるようになり、時には終身在職権 (tenure) さえ与えられるようになってきた。これらの科目によって費やされ

れているアメリカ法曹協会の法曹の能力に関する対策委員会 (ABA Task Force on Lawyer Competency) の1979年の報告書が、ロースクールは実務技能訓練において不十分であると結論した。「マックレイト・レポート」(McCrate Report) として知られる1989年に刊行されたアメリカ法曹協会の対策委員会の報告書もまた、法学教育と実務との間に隔たりがあると結論した。Legal Education and Professional Development: An Education Continuum, Report of the Task Force on Law Schools and the Profession: Narrowing the Gap, ABA Sec. Legal Educ. and Admissions to the Bar (July 1992). (以下、マックレイト・レポートとよぶ。) マックレイト・レポートは、実務家を持つべき技能と価値観に関して意見を表明し、法学生がこれらの技能と価値観を発展させることによって実務に備えることに対してよりよい成果を示すように、ロースクール側に要請した。同文献145-46頁を参照。ウォーレン・バーガー連邦最高裁首席裁判官ですら、学生を弁論実務に適切に備えさせることを怠っていることを理由に、法学教育を批判した。Warren E. Burger, The Special Skills of Advocacy: Are Specialized Training and Certification of Advocates Essential to our System of Justice?, 42 Fordham L. Rev. 227 (1973).

(29) 「ロースクールの教授陣は、ロースクールのカリキュラムにおける重要な変化であればいかなるものであれ、一般に保守的なアプローチをとる。」前注10・Letsou 460-61頁。

(30) 前注4・Trail and Underwood 235頁を参照。いまだに法学者の世界では多少周辺的存在ではあるものの、法律情報調査と法律文書作成の講師の境遇は、時の経過とともに相当な改善を示している。Toni M. Fine, Legal Writers Writing: Scholarship and the Demarginalization of Legal Writing Instructors, Legal Writing: 5 J. of Writinig Instit. 225 (1999); Levine, Voices in the Wilderness: Tenured and Tenure-Track Directors and Teachers in Legal Research and Writing Programs, 45 J. Legal Educ. 530, 530, 531 (1995) を参照。

る学生の時間とロースクールの資源に関して、教義学に重きを置く教授達の間ではいまだに多少の憤懣があるものの、それらは、アメリカのロースクール教育に不可欠なものとして、ほぼ全ての人に認知されている。

臨床的法学教育 (clinical legal education) の歴史も、概ね同じである。臨床科目はいかなる題材にも関係しうが、一般には公共的な目的を吹き込まれている。一般的な臨床科目には、刑事弁護、社会保障、未成年者の権利、家族法、高齢者法、人権、刑事訴追、および、その他無数の公益的トピックに関するものが含まれる。

クリニックは、一般に、教室での「模擬 (simulated) 依頼人」の要素と、しばしば「本物の (live) 依頼人」の要素とを組み合わせる⁽³¹⁾。教室内の部分では、通常、当該クリニックに関連する法的な枠組を論ずる。模擬依頼人という素材は、学生に自己の訓練を実際に応用させるよう意図されており、集中的な討論と批評の対象となる⁽³²⁾。ロースクールは、しばしば、当該クリニックを受講していない学生や地元の俳優を雇って、シミュレーションで役を演じてもらう。より上級のクリニックは、本物の依頼人という要素を含み、そこでは学生が、裁判所や他の何らかの弁護活動状況において、実際に依頼人を代理する。多くの州裁判所の実務規則は、学生が密接に指導されている場合には学生による代理活動を認めるという特別の条項を含んでいる⁽³³⁾。これらの規則は、学生達がこれらのクリニックの活動に従事することを認めると同時に、適切な代理がなされることを保障しているのである。

(31) 臨床プログラムの成長は、法学教育の伝統的形態からの最大の転換であると言われてきた。なぜならば、それは、学生達に、自分達の法知識を統合し、訴訟技能と裁判外紛争処理 (alternative dispute resolution) に関する実務技能を学んだり発展させたりする機会を与えるからである。前注15・Zimmerman 967頁。

(32) クリニックは、「伝統的な教室での科目で学んだ諸原則を適用する実験室」として説明されてきた。前注13・Stein 950頁。

(33) 例えばGeorge Critchlow, Professional Responsibility, Student Practice, and the Clinical Teacher's Duty to Intervene, 26 Gonz. L. Rev. 415, 423-24 and notes 23-26 (1990/1991) を参照。(事実審裁判官の裁量、裁判所内での指導の義務、一般的管轄を持つ裁判所と制限的管轄を持つ裁判所、指導弁護士に必要な経験のレベル、そして弁護士と同様に教授も指導の役割を果たすことができるかどうか等に関して、州によって要件が異なることについて言及している。)

これらの科目は、法学界において占める範囲と援助を増やしなが、学生が法実務に備えることに大いに役立っている⁽³⁴⁾。それらは、教授達（あるいは「エクスターンシップ」モデルでは外部の弁護士）の厳密な指導のもと、学生が実際の事件で依頼人を代理するという点において、有用なコミュニティ奉仕機能を果たしている。近年の研究は、例えば、ロースクールの刑事弁護クリニックが、伝統的な弁護士によって処理された場合よりも、彼らの依頼人達によりよい結果をもたらしたということを示している⁽³⁵⁾。

事実審弁護、上訴審弁護、および法律情報調査上級と法律文書作成上級に関する科目もまた、アメリカのロースクールのカリキュラムに関して新たな重要性を帯びてきた。

B アメリカの法学教育における制度上の諸要素

1 教授陣

a 経 験

アメリカの法学教授達は、ほとんどあるいは全く実務訓練を受けていない傾向にあったが、これはわずかに変わってきているかもしれない。法学教授達は、彼らの経験においてより多様になってきている——社会科学の背景、法学以外の分野における修士号や博士号、そしてビジネスその他の産業の重要な経験さえ有するロースクール教授が増えている⁽³⁶⁾。

b 研究業績

「出版か死か」（“publish or perish”）という古い格言が示すように、法学教授は執筆活動について多大の職業上プレッシャーを受けていた⁽³⁷⁾。単行本とい

(34) クリニックをロースクールのカリキュラムに統合したことは、「アメリカの法学教育において二番目に重要な展開」だと言われてきた。前注13・Stein 950頁。

(35) Steven Zeidman, *Sacrificial Lambs Or The Chosen Few?: The Impact Of Student Defenders On The Rights Of The Accused*, 62 *Brooklyn L. Rev.* 853 (1996) を参照。

(36) 例えば前注3・Byse 1069-70頁を参照。

(37) 「研究業績は終身在職権の決定、昇進、そしてその他の地位上昇の尺度における最も重要な要因となった。」前注4・Trail and Underwood 213頁。Report of the AALS Special Committee on Tenure and the Tenuring Process, 42 *J. Legal*

う形式がたびたび選択されるものの、ロースクールの教授陣は、法学雑誌 (law journal) に論文を書くことを好む傾向にある。後者はより高い学問的な内容と威信を有する傾向があり、教員の終身在職権の審査に関連して、より高い公刊業績としての評価を与える傾向にある⁽³⁸⁾。さらに、法学雑誌の質が、論文の学問的価値あるいは優秀さの代替的指標として役立っている⁽³⁹⁾。

かつての法学雑誌の論文は実務上重要な問題を取り扱うことが多かったが、今日では、より理論的で法理学的な方向に振れてきた⁽⁴⁰⁾。実際、現代の法学研究は、法学教授達以外の者にはほとんど役に立たないとして大いに批判されてきた。法学教授達は、主として、教授採用における人選、終身在職権の決定、および、教授達に与えられるその他の便益に関して著者を格付けするために論文を利用するのである⁽⁴¹⁾。

Educ. 477, 488-91 (1992) をも参照；「研究業績が、昇進、終身在職権、および昇給に至る扉である。」 Arthur Austin, *The Reliability of Citation Counts in Judgments on Promotion, Tenure, and Status*, 35 *Ariz. L. Rev.* 829, 829 (1993)；「ほとんどの教員の昇進および終身在職権に関する基準は、法学雑誌に発表された論文に不当に集中している。」 Kenneth Lasson, *Scholarship Amok: Excesses in the Pursuit of Truth and Tenure*, 103 *Harv. L. Rev.* 926, 936 (1990).

(38) 前注4・Trail and Underwood 213頁を参照。

(39) Louis J. Scirico, Jr., *The Citing of Law Reviews by the Supreme Court: 1971-1999*, 75 *Ind. L.J.* 1009 (2000) を比較参照。前注2で引用した文献も参照のこと。Tracey E. George & Chris Guthrie, 26 *Fla. St. U. L. Rev.* 813, 835 (1999)。(専門化した法学雑誌の格付けが、その雑誌が出版されたロースクールの格付けにほぼ対応していることに、言及している。)

(40) 前注4・Trail and Underwood 211-12頁を参照；「今日の法学界では、地位は学界の同僚達による認知から生ずる。「ますます実務との接触を失った」法学教授達は、新しい学問に無関係であるとみなされる裁判官や実務家ではなく、法学教授達にむけて書くのである。」 Arthur Austin, *The Reliability of Citation Counts in Judgments on Promotion, Tenure, and Status*, 35 *Ariz. L. Rev.* 829, 835 (1993) (引用省略)。Michael D. McClintock, *The Declining Use of Legal Scholarship by Courts: An Empirical Study*, 51 *Okla. L. Rev.* 659, 659-60, 667 (1998) をも参照。

(41) 「今日、出版の目的は、答えをみつけるためというよりも、昇進や終身在職権の追求における死を避けるためである。」 Kenneth Lasson, *Scholarship Amok: Excesses in the Pursuit of Truth and Tenure*, 103 *Harv. L. Rev.* 926, 927 (1990)。同文献932頁をも参照。(「ほとんどの法学雑誌は発行部数が非常に少

現代の法学研究とロースクール教育との関係について重要な指摘を行う必要がある。すなわち、もっとも高く評価される研究業績は高度に理論的で学問的なものであるために、名門ロースクールの教授達は、一般にその種の研究と執筆活動に従事するということである。その種の研究における彼らの関心は、当然、教室で——科目の主題および教材の教え方において——現れてくる⁽⁴²⁾。

c 多様性

アメリカの法学教授達は、かつてないほど幅広く多様化している。わずか10年前においてすら、白人男性がロースクール教授会を支配していた⁽⁴³⁾。今日、アメリカの法学教授達は、もっとはるかに多様であり、かなりの数の女性とマイノリティを含んでいる⁽⁴⁴⁾。既述のように、アメリカのロースクールでは外国からの教授達も数を増やしている。最後に、活動家弁護士や、それ以外の点で高名な弁護士である法学教授達が、より多数存在する。これらの教授達は、学生達と資金をロースクールに引き付けるために、高級で勧誘されることもしばしばである。

アメリカの法学教授達の間で多様性が広がっていることは、大部分、学生集団とプロフェッション自体がますます多様化していることを反映している⁽⁴⁵⁾。ロースクールの構成が変わり続けるにつれて、法学教授達の間での人種やジェンダーの多様性や他の分野での多様性がいっそう広がっていくであろうと期待

ない……法学雑誌が司法部に与える影響は消えつつある」と述べている。

(42) 前注4・Trail and Underwood 213-14頁を参照。（「研究活動は……ロースクールにおける教育という列車を動かすエンジンである……研究活動に焦点をあてることは、授業に捧げられるエネルギーだけでなく、授業の内容にも強い影響を与える。たとえ非実務的または理論的な研究業績が法実務とほとんど関連性を持たなくても、理論的な学者は、必然的に、彼らの研究活動の題材を法学生に教える傾向がある」と述べている。）A. Kenneth Pye, *Legal Education in an Era of Change: The Challenge*, 1987 *Duke L. J.* 191, 200.

(43) W. Frank Newton and James Eissenger, *Something Old, Something Borrowed, Something New: Law Schools of the Future*, 63 *Tex. B. J.* 32, 33 (2000) を参照。

(44) www.abanet.org/legaed/statistics/miscstats (visited July 6, 2000) を参照。前注3・Byse 1069, 前注13・Stain 956頁をも参照。

(45) W. Frank Newton and James Eissenger, *Something Old, Something Borrowed, Something New: Law Schools of the Future*, 63 *Tex. B. J.* 32, 33 (2000) を参照。前注3・Feinman 2頁をも参照。

される。

d 給与と副次的給付

i 概観

法学教授の給与に関して信頼性のある情報を見つけるのは難しい⁽⁴⁶⁾。しかし、法学教授達の収入が、民間で法実務を行っている彼らと同年輩の者よりもかなり少ないことは、広く認識されている⁽⁴⁷⁾。ある研究は、法学教授が、私立ロースクールで平均102,513ドル、公立ロースクールで約98,829ドルを得ていることを、見出した⁽⁴⁸⁾。もちろん、ロースクールが所在する地域における立地条件と物価も、教授の給与水準にひとつの役割を果たすであろう。

法律を教えることには一定の副次的給付 (fringe benefits) があり、それらは、民間実務で彼らと同年輩の者との比較において、彼らが受け取る給与をあ

(46) 1995年に、ABAは、同協会がそのようなデータを収集して公表することが独占禁止法違反であるとして起訴された後、アメリカ司法省との同意判決に署名した。Edwards A. Adams, Local Law Professors Highest Paid in Nation, 1/29/96 NYLJ 1 col. 3を参照。

(47) 例えばJudith Welch Wegner, Academe is not a Mirage, but the Transition takes Preparation: There are ways to go from a Law Practice to Law Teaching, and It Pays to Study Them, 8/24/98 Nat'l L.J. C7 (col. 1); George C. Christie, The Recruitment of Law Faculty, 1987 Duke L. J. 306, 306-08 (実務家の初任給与と法学教授の初任給与との差は、各分野で長年にわたって急激に大きくなると指摘している)を参照。それにもかかわらず、法学教授の報酬は上がってきていると言われてきた。Ken Myers, An Educators' Group Considers Taking Over Faculty Pay Listings, 2/5/96 Nat'l L. J. A14 (col. 3)を参照。1995年には、法学教授の給与は過去5年間に50%ほど上昇してきたと推定された。Ann Davis, Graduate Debt Burden Grows, 5/22/95 Nat'l L. J. A1 (col. 1); Today's Update News, 5/3/2000 NYLJ 1 (col. 1)を参照。In Focus: What Lawyers Earn, 6/14/99 Nat'l L. J. B9 (col. 3)をも参照。

(48) Today's Update News, 5/3/2000 NYLJ 1 (col. 1)を参照。In Focus: What Lawyers Earn, 6/14/99 Nat'l L. J. B9 (col. 3) (一部のロースクールの正教授に関して、以下の数字を挙げている。ボストン・カレッジ—126,500ドル、カリフォルニア大学ヘイスティングス校—119,244ドル、ノースダコタ大学—67,064ドル、プエルトリコ大学—62,600ドル、ヴァーモント・ロースクール—86,553ドル、ウィリアム・アンド・メアリ大学—119,250ドル)をも参照。

る程度埋め合わせることができる。あるものは無形のもので、例えば仕事の日程を非常に柔軟に組むことができるということである。より有形な給付もある。例えば魅力的な住宅補助金や他の形の報酬といったものである⁽⁴⁹⁾。研究活動を奨励する給付もある。それには、一定の継続勤務年数毎に与えられる長期休暇（sabbatical）、ロースクールが給与を払う研究助手、研究休暇、研究助成金、コンピューター関連の支援（modern electric aids）、図書館司書による手伝いを含む⁽⁵⁰⁾。

最後に、法学教授のスケジュールは、しばしば、ロースクールの外で収入をもたらす活動を追求する時間を与える。すなわち、法律事務所での仕事、コンサルタント活動、そして本の執筆に時間を割くことである⁽⁵¹⁾。総括すると、法学教授達、特に各自の研究分野でよく知られている者達の中には、かなりの収入を得る者もいるのである。

ii 終身在職権

おそらくアメリカの法学界で得られるもっとも価値ある給付は、終身在職権である。数年間教えて研究成果を挙げた後、本人の側に何らかの違法行為あるいは著しい非行がない限り、準教授（associate professor）や助教授（assistant professor）は終身にわたる雇用を保障されるのである⁽⁵²⁾。

終身在職権が教授陣の質を高めるのか弱めるのかについては、学界で論争がある。ある者は、自分たちの学界コミュニティの中で生産的とは言えないメンバーで、法学教育における最高の人材とは言えない教員を終身雇用する結果になる、と主張する⁽⁵³⁾。ある者は、終身在職権が教育課程の完全性を保つために

(49) 例えばSahara Stone, Law Professors Salaries, 2/28/2000 NYLJ, www.nylj.com/links/earn/2000/professors (visited September 10, 2000) を参照。

(50) 前注3・Byse 1063頁を参照。

(51) Edwards A. Adams, Local Law Professors Highest Paid in Nation, 1/29/96 NYLJ 1 col.3を参照。

(52) 日本と異なり、アメリカの労働者は終身雇用の保護を受けない。実際に、ほとんどの州法の下で、契約上の保護を受けない被用者は、いつでも、どんな理由でも理由が全く無くても（差別的な理由でない限り）、解雇されうる。

(53) 終身在職権の決定はいつも完璧であるとは限らない。ある論者が指摘したように、「判断が誤っていたことが判明するかもしれない」し、現実には、「大学は役立たず者が散在するか、役立たず者だらけだとすら言える——という普遍的な決まり文句」に帰着するかもしれない。Ralph S. Brown and Jordan E. Kurland,

必要であるという立場を取る⁽⁵⁴⁾。

これら2つの考え——双方ともある程度妥当性を帯びている——を調和させるひとつの方法は、今日では法律を教えることが以前よりもはるかに人気のある職業であるということ認めることである⁽⁵⁵⁾。何十年も終身在職権を受けていて、年老いて非生産的な法学教授がいることは本当かもしれないが、そのような時代の影響はすぐに消えるであろうし、そのようなシナリオは繰り返されるとは思われない。

e 非常勤教員の利用と影響

ほとんどのロースクールは非常勤教員 (adjunct) を雇用しているし、中には多数雇用しているところもある⁽⁵⁶⁾。非常勤教員とは、1学期につき1、2科目を教えるためにキャンパスに来る非常勤の講師である。非常勤教員は、おおむね民間の実務家、公益弁護士、あるいは裁判官である。非常勤教員が存在す

Academic Tenure and Academic Freedom, 53-SUM Law & Comtemp. Probs. 325, 331 (1990).

終身在職権に関する批判の中には、「(ロースクールにとって) うるさく騒ぎ立て、問題はかり引き起こし、従おうとしない教授達を解雇するのが困難だ」ということがある。Burton M. Leiser, Threats to Academic Freedom and Tenure, 15 Pace L. Rev. 15, 16 (1994). 「終身在職権は、いったん付与されると、怠惰な教授達が自分達の義務を怠けたり、自分達の雇用や生計に影響を及ぼしうる悪い結果を怖れることなしに自分達の副業に従事したりすることを可能にさせる」という懸念を述べる者もいる。同文献17頁。Report of the AALS Special Committee on Tenure and the Tenuring Process, 42 J. Legal Educ. 477, 480-81 (1992) をも参照。

- (54) 終身在職権に賛成する議論の中には、そのプロセスが、学問的自由 (academic freedom) にとって有利な雰囲気につながり、才能ある教授達を引き付け、民間で法律実務を行う同年輩の者に比べて教員が得る給料の低さを埋め合わせ、大学に長期にわたってコミットすることを奨励する、といったことがある。Report of the AALS Special Committee on Tenure and the Tenuring Process, 42 J. Legal Educ. 477, 481 (1992) を参照。前注3・Byse 1089頁を参照。

加えて、終身在職権の評価に付随する学者および教員としての記録の綿密な評価は、終身在職権に関する評価なくしては行われないであろうと論ずる者もいる。

- (55) Andrew F. Popper, The Uneasy Integration of Adjunct Teachers into American Legal Education, 47 J. Legal Educ. 83, 83 (1997).
- (56) 同文献。

ることによって、ロースクールが、（主に費用の問題があるために）それ以外の方法ではできないより幅広い科目を提供することと、常勤の教授がしばしば提供することができない実務経験の要素を提供することが、可能になる⁽⁵⁷⁾。

非常勤教員の存在はロースクールの学問的使命を損なうと批判する者もいる。それにもかかわらず、ロースクールの学問的構造の現実が、非常勤教員がアメリカのロースクールに相当数存在し続けるであろうということと、強力なカリキュラムを提供するためには実際に必要であるということと、事実上保証している。それにもかかわらず、アメリカのロースクールは、一定の地域では一般に行われているような、自分が教えているロースクールとほとんどつながりや一体感を持たない非常勤教員を主として雇用する方式には、決して近づかないであろう。

多くの場合、少なくとも常勤の教授と比べて、非常勤教員の給与は十分でない。彼らはロースクールのコミュニティに参加してもいない⁽⁵⁸⁾。それでも、近年、ロースクールの非常勤教員について質の高さと一定レベルの専門性（professionalism）を確保するための努力が強化されて来た⁽⁵⁹⁾。

2 アメリカのロースクールの内部経営・管理

初期の頃、ロースクールの管理はディーンの主たる責任であった。当時のロースクールは比較的単純な組織であり、管理問題は大きなものとなることは通常なかった。ロースクールが成長し、管理問題がより重大な位置を占めるようになるにつれて、ディーンは忠実で信頼できる教授達の助言と助力を求め始めた。ロースクールが直面する問題は、比較的単純で、教授陣の能力の範囲内にあった。

ロースクールは、成長するにつれて、そして、大学内外からの新たな増大していく課題が現れるにつれて、内部的にかつてないほど複雑になっていった。教授によって構成される委員会が特定の管理分野——入学者の選抜、学資援

(57) Marcia Gelpe, Professional Training, Diversity in Legal Education, and Cost Control: Selection, Training and Peer Review for Adjunct Professors, 25 Wm. Mitchell L. Rev. 193, 204-07 (1999) を参照。

(58) 同文献296頁（非常勤教員を、「ロースクールのほとんどの活動の周辺部に存在している」と述べている）を参照。前注55・Popper 83頁。

(59) Karen L. Tokarz, A Manual for Law Schools on Adjunct Faculty, 76 Wash. U. L. Q. 293, 294 (1998) を参照。

助、カリキュラム、教員の雇用と勧誘、学生の懲戒処分、教員の懲戒処分等——に責任を負うようになった。

ロースクールは、成長するにつれて、より大きく複雑になった。教育と研究がまだ主たる役割ではあったが、ロースクールははるかに多様化し、拡大した法学教授陣の多くのものを機能させ、運用することに関する中枢的役割を有する管理者群が発展した。

最後に、ほとんどのロースクールの学生達は、現在、ロースクールの管理になんらかの役割を果たしており、学生に関する事柄と学生の利害に関わる問題に最も直接に関わる委員会のメンバーに加わっている⁽⁶⁰⁾。

3 ロースクールでの資金調達

今日のアメリカのロースクールは、資金調達のための大規模な活動と積極的働きかけを展開している⁽⁶¹⁾。授業料は近年大幅に値上がりしてきてはいるが、アカデミックなプログラムと建物設備を発展させるために、ロースクールは、さらに多くの資金を調達することが必要である⁽⁶²⁾。例えば、カリキュラムの刷新（とりわけ技能科目）、学問的会合、特定の分野における研究、その他のアカデミックなプログラムを支援するために、余裕のある歳入が必要とされる。1億ドル以上の寄付は、ほんの2、3年前には耳にされなかったが、いまでは

(60) 前注3・Byse 1071を比較参照。

(61) Deirdre Shesgreen, Law Firms are Shelling out Big Bucks to Law Schools, Raising Concerns about Undue Influence, 1/27/97 Legal Times 1; Scott Medintz and John E. Morris, When your Alma mater Comes a Callin', 2/1996 Am. Law. 18を参照。

(62) 同文献。意外に思う人もいるかもしれないが、ほとんどのロースクールは、授業料収入だけでは十分に運営できない。前注61・Shesgreenを参照。これは、ロースクールにおける、外部から資金を調達することへの圧力を指摘している。ミネソタ・ロースクール（公立校）は、例えば、私的に寄付された資金がその予算の20%の源泉であった。前注13・Stein 966-67頁。Kenneth Pye, Legal Education in an Era of Change: The Challenge, 1987 Duke L. J. 191, 193（「授業料は、私立校における収入の主要源であり、公立校では州の補助金に次ぐ収入源である」と述べている）を比較参照。他の論者が指摘したように、「私立校と公立校との違いは、双方が私的な資金調達により多く依存するにつれて、ますます不鮮明になるであろう。同時に、私立校も公立校もますます、学生のための政府の補助金と財政援助プログラムからの利益をうけるであろう。」前注13・Stein 966-67頁。

比較的ありふれたこととなった⁽⁶³⁾。アメリカのロースクールには、高度に発達した専門的な、「開発（development）」担当または資金調達担当の部門がある。これらの部門は、ロースクールのための資金調達活動に責任を負っている。ロースクールのディーン達も、資金調達活動に多大の役割を果たしている。資金調達をディーンの第一の責任と考える者もいる。

資金調達活動の主要な「ターゲット」は、自己の出身校の評判と質の維持と向上を支援することに既得利益を有するロースクール卒業生達である。これらの大物は、しばしば、ロースクールの活動資金への主要な寄付者なのである。財団、弁護士プロフェッションの協会、その他の慈善団体、そして個人もまた、ロースクールへ寄付する。比較的新しい傾向としては、ローファームがロースクールに多額の寄付を行っていることが見受けられる⁽⁶⁴⁾。これらの寄付は、1億ドルを超えることもしばしばであるが、時には特定の目的やプログラムのために使うことを指定される⁽⁶⁵⁾。ローファームは、これらの寄付がローファームの注目度を高め、寄付がなされたロースクールとの新人採用の結びつきを強めることができる、と感じているのである⁽⁶⁶⁾。

「命名」、つまりプログラムや場所（例えば、ロースクールの部屋、建物、または図書館のコレクション）に人や機関の名をつけることは、ロースクールへの寄付を刺激するものである⁽⁶⁷⁾。したがって、例えばロースクールへの大規模な資本改良（capital improvement）を行うことは、多額の金銭の贈与を動機付けうるのである。

ロースクールの資金調達および寄付集めの全過程は、いくつかの懸念を浮かび上がらせる。第1に、資金提供が提供を受けるロースクールのカリキュラムの学問的内容に影響を及ぼすために利用されることを恐れる者がある。つまり、寄付が営利団体によってなされる以上、それらの団体によって寄付された金は、公益サービスを促進する可能性のあるプログラムを犠牲にして商業に関する学問的プログラムを支援すると考えられているのである⁽⁶⁸⁾。第2に、最もエリート的なロースクールは財源開発において一般的に最善の地位にあるの

(63) 前注61・ShesgreenおよびMedintz and Morris。

(64) 同文献。

(65) 同文献。

(66) 同文献。

(67) 同文献。

(68) 同文献。

で、資金調達活動は、最も優れた基金が最も潤沢なロースクールをより優れたものにし、より裕福にすることに役立つであろう。それに対して、十分に発展していない、より地位の低いロースクールは、それらにより革新的な学問プログラムを開発することを可能にしたり、他の学問的資源に投資することを可能にしたりするための外部収入源を開発することにおいて、より多くの困難をかかえることであろう⁽⁶⁹⁾。

4 競争とマーケティング

それらの資金調達活動に加えて、アメリカのロースクールはマーケティング活動を行う組織となり、学生と教員のリクルートにおいて非常に競争的である。ロースクールは、自己の非公式ランキングをめぐって競争している。公式なランキングは存在しないが、全てのABA認定ロースクールの地位と質を判定しようとする民間のサービスが複数存在している。ロースクールのディーン達は、これらのランキングを信頼し得ないもので重要ではないと非難する傾向にあるが、内部では、これらのランキングは非常に重視されている。もっとも支配的なロースクール評価は、アメリカの大衆週刊誌であるUSニュース&ワールド・レポート誌 (the US News & World Report) によって毎春公表されているものである⁽⁷⁰⁾。

C アメリカの法学教育における学生の視点

1 なぜロースクールに行くのか

人はいろいろな理由でロースクールに行く。それらの理由には、「善いことをしたい」、虐げられた者を助けたい、そして社会を変えたいという望みのような、高尚な志も含まれる。法曹 (lawyers) は社会で建設的役割を果たすものと見られているプロフェッションであって、ほとんどの場合、家族の同意を

(69) 同文献。

(70) www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (visited July 6, 2000) を参照。しかしながら、USニュース&ワールド・レポート誌によるランキングの利用者は、アメリカ・ロースクール協会による委託報告書によって疑問を提起されたことに留意すべきである。Stephen P. Klein and Laura Hamilton, The Validity of the US News and World Report Ranking of ABA Law Schools, www.aals.org/validity (February 18, 1998) を参照。

得るであろうプロフェッションであるという理由で、ロースクールに行く者もいる。論理的分析、レトリック、文書作成、交渉、あるいは弁護の能力のような特定の技能を自分が持っていると考えるために、法専門職（legal profession）に就くことを決める者もいる。他の多くの者は、他に何をしたいのか分からず、そして法学の学位が幅広い分野のさまざまな職業で使えるという全く単純な理由でロースクールに行く。さらに、法曹以外の分野で働きたいと思いつつも、自分が選んだプロフェッションに関して法学の学位を有することの価値を認めてロースクールに行く者もいる。

2 ロースクールでの教育への出資

アメリカのロースクールの授業料は、年間、私立校で28,000ドル⁽⁷¹⁾を超え、公立校では、州外からの学生について25,000ドル⁽⁷²⁾を超え、州内からの学生について19,000ドル⁽⁷³⁾を超える。ロースクールの授業料で最も安いのはプエルトリコ大学で、州外からの学生について3,570ドル、州内からの学生について2,320ドルである⁽⁷⁴⁾。予想に反して、ランク付けの低いロースクールがより高くランク付けされたロースクールよりもかなり低額であると決まっているわけではない⁽⁷⁵⁾。一流ロースクールの卒業生の収益力は、より低くランク付けされたロースクールの卒業生よりもはるかに大きいのであるから、このことは意外に思われるかもしれない⁽⁷⁶⁾。

(71) 私立のトップクラス・ロースクールの年間授業料は、25,500ドルから28,574ドル（コロンビア大学）である。www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb（visited July 6, 2000）を参照。

(72) 公立のトップクラス・ロースクールにおける州外からの学生に対する年間授業料は、20,669ドルから25,085ドル（ミシガン大学）である。同文献を参照。ある研究は、1998年時点で、公立のロースクールの授業料は私立のロースクールの授業料の35%であると結論している。Evelyn Apgar, NJ Law School Tutition Soars, 1/10/00 NJ Lawyer 1 col. 1（2000）を参照。

(73) 前注を参照。

(74) 前注。

(75) 例えば、以下のロースクールは、USニューズ&ワールド・リポート誌のランキングの第4グループすなわち最下位グループに属するが、高額な年間授業料を請求している。ゴールデンゲイト大学—21,120ドル、ノヴァ・サウスイースタン大学—19,970ドル、ペース大学—22,980ドル、クイニピアック大学—21,665ドル、ワイドナー大学—19,550ドル。前注を参照。

(76) www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb（visited July 7, 2000）。

学生一人が3年かけて法学の学位を取得するために、125,000ドル以上必要であると見積もられている⁽⁷⁷⁾。学生は、いかにして自分のロースクール教育の資金を賄うのか。

学生がロースクール教育の資金を賄ういくつかの財源がある。自分自身の資金を利用する学生や、家族から援助を受ける学生もいる。しかし、アメリカのロースクール学生の大部分は他の財源、主にローンによって自分の教育資金を調達しなければならない⁽⁷⁸⁾。

第1に、ローンの中には、連邦政府によって後援されているものや、民間金融機関によって後援されているものがある。学生は、連邦が保証するローンを年間18,500ドルまで受けることができる⁽⁷⁹⁾。そして、近年、多数のロイヤーが自分のロースクール・ローンの返済を怠ってきたにもかかわらず、銀行その他の金融機関はロースクール学生へのローンを拡大し続けている⁽⁸⁰⁾。

奨学金や補助金もロースクールから受けることができるのであって、今日では従来になく多額の資金をロースクールから受けることができる⁽⁸¹⁾。しかしな

を参照。しかし、ロースクール卒業生が就職をする都市がどこであるかが収入額に大いに関係するということが、留意することが重要である。

- (77) ロースクールに入る学生は、現在、J.D.学位を取得するために125,000ドル使うことが予測されるという見積もりがある。www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (July 7, 2000); 前注48・Davis (1995年には、120,000ドルと見積もられていた)を参照。William P. Hoye, How to Finance a Career in Public Interest Law...and Pay Those Staggeringly High Law School Bills Without Living A Life of Total Privation for Years, 8/94 Nat'l L. J. 14, col.1 (1994年には、81,000ドルと見積もられていた)を比較参照。

生活費と書籍代が、これらの費用の一因となる。これらの費用は、8,050ドル(キャンパス内で暮らす学生について)から11,737ドル(キャンパス外で暮らす学生について)と見積もられている。www.abanet.org.legaled.agg_grants. (visited July 5, 2000)を参照。もちろん、場所によって全く様々である。

- (78) www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (visited July 7, 2000)を参照。
- (79) 受給資格のある学生は、連邦のスタッフオード(Stafford)ローンで年間最高18,500ドルまで借りることができる。www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (visited July 7, 2000). Ann Davis, Graduate Debt Burden Grows, 5/22/95 Nat'l L. J. A1 (col. 1)をも参照。
- (80) 前注48・Davisを参照。
- (81) ロースクールは、過去十年の間、以前よりも多くの奨学金を付与してきており、1988年には104,025,291ドルだったのが、1998年には276,619,382ドルに増え

がら、これらの補助金は、もっとも有望な学生や、その存在がロースクールの学生構成の多様性を高めるような学生に対して与えられる傾向にある⁽⁸²⁾。奨学金は、財団その他の団体からも受けることができるが、それらは、同様の給付基準を採用していることが多い。

ますます多くのロースクールが、ロースクールを卒業した後に公益サービスの仕事で働く学生は自己のローンのうち一定額を返済しなくてもよいという、ローン返済免除プログラムを有している⁽⁸³⁾。これらのプログラムは、学生が公益サービスに就くことから感じるであろう阻害要因のいくつかを取り除くために設計されている——この阻害要因は、民間のローファームと公益サービスの間の大幅な給与格差⁽⁸⁴⁾、アメリカのローファームによって若いアソシエイトに提示される莫大で上昇してゆく給与⁽⁸⁵⁾、そして過去十年間にロースクールの授業料が著しく値上がりしたこと⁽⁸⁶⁾等によって作り出されると言われている。

ている。www.abanet.org.legaled.agg_grants (visited July 5, 2000) を参照。公立ロースクールのほうが私立ロースクールよりも多く奨学金を支給している。同文献を参照。ロースクールの補助金と奨学金の額は、1988年から1998年の間に、累積的に199%増えたと言われている。www.abanet.org.legaled/statistics/grants (visited July 5, 2000) を参照。

(82) www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (July 7, 2000) を参照。

(83) 多くのロースクールが、公益サービスに就職する学生に対して、ローンの返済や負債を免除するプログラムを有している。www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (July 5, 2000)。公益サービスに就職する学生のためのローン返済・負債免除について、www.usnews.com/usnews/edu/... (visited July 6, 2000) を参照。その数は、ロースクール3校のうち1校という割合に近いと述べる者もいる。前注48・Davis. Ed Finkel, Three Law Schools Offering Financial Aid to Students Targeting Jobs in Public Service, 10/94 and Chicago Lawyer 77 (1994) を比較参照。(ノースウエスタン大学ロースクール、シカゴ・ロースクール、およびシカゴ・セント・カレッジオブローに焦点をあてている。これらはすべて、シカゴに位置するロースクールである。)

(84) Lewis A. Kornhauser & Richard L. Revesz, Legal Education and Entry into the Legal Profession: The Role of Race, Gender, and Educational Debt, 70 NYU L. Rev. 829 (1995) を参照。前注48・Davisをも参照。

(85) www.lawnewsnetwork.com/survey/nlj250/50 (visited April 3, 2000) (アメリカ最大の法律事務所での初任給を示している) を参照。

(86) ロースクールの授業料は、1979年から1995年の間に4倍近く値上がりした。前注48・Davis. 1985年から1995年まで、私立ロースクールの授業料ははるか

ロースクール学生のための夏季の仕事は、とりわけ法学教育の2年目を終えたばかりの学生にとっては、かなりの利益をあげられる可能性がある。10万ドル以上の年俸、または週給約2千ドル（つまり、夏季10週間で2万ドル）に基づく夏季の給与も、稀ではない⁽⁸⁷⁾。これらの資金は、学生の法学教育の資金を調達するのに役立つ。しかし、通常の学期中に働くことは、ABA規則⁽⁸⁸⁾と、フルタイムの法律の勉強という現実によって、制限されている。法律の勉強は、フルタイムのコミットを必要とするのである。

法学教育の資金を調達することは大変難しいのに⁽⁸⁹⁾、なぜロースクールはそれほど人気があるようになったのか⁽⁹⁰⁾、不思議に思う者もいるであろう。法曹（少なくとも民間で法律実務を行っている弁護士達）が獲得できる俸給がかなりの額であることを前提として、法学教育は本人の未来に対する現実味のある投資であって、将来の報酬が保証されているために教育費が経済的に効率のよいものであるように思わせるという、広く行き渡った見方があるのだ。この見方は、そのような見込みのある暮らしをほとんどの者に約束するプロフェッションは他にほとんどないという事実によって、強められる。法律の学位を有することは、キャリアと仕事の選択における柔軟性を極大化するものでもある⁽⁹¹⁾。

に値上がりし、1995年には平均約15,000ドルになった。www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (visited July 6, 2000); Finance a Career in Public Interest Law ... and Pay Those Staggeringly High Law School Bills Without Living A Life of Total Privation for Years, 8/94 Nat'l L. J. 14, col. 1; 前注61・Shesgreen（「記録的な高さに暴騰した授業料」）等をも参照。

(87) Sahara Stone, Salary Hikes Benefit Summer Associates, 6/5/2000 NYLJ s7 (col 1)（最大規模の法律事務所の大部分はサマーアソシエイトに週給約2,400ドル、ひと夏で24,000ドルから30,000ドルの俸給をもたらす）を参照; Barry Glassman, Taking the Long View, 5/29/2000 Legal Times 36も参照。

(88) ABA認定基準304条f項は、「学生は、週に12時間以上登録した学期中に、週に20時間以上労働に従事してはならない」と規定している。

(89) 今日、平均的なロースクール卒業生は、その給与の約16%をロースクールで抱えた負債の返済に支払わなければならない。前注48・Davisを参照。これは、上位にランクされたロースクールの卒業生にも下位にランクされたロースクールの卒業生にもあてはまる。同。

(90) 1999年秋、ABA認定ロースクールには、125,184人のJ.D.学生と5,889人のJ.D.レベル以後の学生（LL.M.学生、S.J.D.学生等）が在籍していた。www.abanet.org/legaled/statistics/miscstats (visited July 5, 2000)を参照。

(91) 本稿II.C.1.gを参照。

3 ロースクールの選択

ロースクール志望者は、通常、複数のロースクールに申請する。学生により様々であるが、一人で12, 15, あるいはそれ以上のロースクールに申請するという話も珍しくはない。どのロースクールに入学するかを選ぶことは重要である。ロースクールの入学者選抜における判断と、どのロースクールに入学するかに関する学生の最終的な選択が、その学生の教育と、職業上の最終的な選択肢に関して、決定的な役割を演じうる。

多くの場合、学生達は、自分が合格した各ロースクールの地位の優劣に基づいて、どこに入学するかに関する判断を下す。学生達がより事情に通じるようになるにつれて、特定の要素が学生達にとって重要となってくる。例えば、卒業後の俸給、カリキュラム、教員学生比、そして地理的環境などである。なにか特別のものを求めている学生達にとっては、ロースクールが提供できるもので、当該学生にアピールする特定の特徴が、学生の判断に大きな役割を果たしうる。

学生達は、たいてい、最も名声の高いロースクールを選ぶが、いろいろな理由で評価の低いロースクールを選ぶことも、珍しいことではない。理由のひとつは費用であろう。既述のとおり、アメリカにおける法学教育の費用はひどく高額となりうる。ロースクールの費用は全体的に高いが、私立校は公立校に比べてはるかに高い。他の場合には、学生が、あるロースクールからは奨学金その他の財政的援助を与えられうるが、他のもっと有名なロースクールに合格しても財政的援助を全くあるいは僅かしか与えられない、ということがあ

る。学生達は、地理的な好みや必要性に基づいてロースクールを選択することもあ

る。このこともまた、学生に、合格していたかもしれない他のロースクールよりも評価の低いロースクールを選ばせることがある。

評価の低いロースクールは、より高くランク付けされたロースクールが行わない、他の潜在的利点を提供することが多い。例えば、より評価の高いロースクールは「連邦」法を教えて、特定の法域の法律には焦点をあてないの

であるが、評価の低いロースクールには、「地元」の法——そのロースクールが所在する州の法律——に焦点をあてているところがある。「地方」のロースクールに通う学生達は、したがって、その州の司法試験に合格することに関して、有利であるかもしれない。もし、学生が、自分がどの州で法律実務を行

うことになるか知っていれば、これは、より全国的人気のあるロースクールよりも評価の低いロースクールを選ぶことに対して、1つの理由を与えるであろう。同様に、特定の小都市で働きたい学生にとっては特に、より評価が低い地元ロースクールは、その地では特に受けがいいかもしれないし、地元弁護士会メンバーに特別のコネを持っているかもしれない。特別のつながりがなくても、「地方」ロースクールは、そのロースクールが所在している地域や都市の中で、すぐれた雇用実績を有することがありうる。パートタイム・プログラム、夏季や夜間のコース、そして学生が1月に法律の勉強を始めることができるプログラムが得られることもまた、どのロースクールに入学するかに関する学生の判断にアピールしうる⁽⁹²⁾。

ロースクールの規模の大小もまた、学生の選択に影響を及ぼすことがある。大規模なロースクールは、カリキュラム選択その他の教育上の経験に関して、より多くのものを提供することが出来る。しかしまた、クラスはより早く定員に達することがあり、いくつかのロースクールではコース選択が幅広いように見えても、それはたいてい錯覚である。小規模ロースクールは、教授達とのより強い結びつきと、より小規模なクラスを提供することができる。

しかしながら、ほとんどの学生にとっては、その学生が合格したロースクールの評判の優劣が、ロースクール選択における決定要因となりがちである。その他の要素は、たいてい、ロースクールの全体的な名声に比べて、二次的重要性しか有していない。

II 法学教育制度を含む日本の法制度を改革することの必要性

司法制度改革審議会は、[標記の問題に関する] 検討課題と一連の目標を略述し、改革を要する社会の変化について述べ、そして、取り組まれるべき特定のニーズと、法学教育プログラムを含む日本の法制度の状態を改善するためになされるべき事柄に関する予備的な考察を、明確に提示した。

(92) 例えば、[筆者が所属する] ベンジャミン・N・カードウゾウ・ロースクールでは、J.D.課程ならびにLL.M.課程の学生達は、春学期と秋学期のどちらにも入学することができる。大部分のアメリカのロースクールでは、秋学期に入学することを学生達に義務付けている。

A 日本の法制度を評価する際の目標

日本の法制度を活性化することにおける司法制度改革審議会の目標は、以下のように述べられてきた。

審議会は、二十一世紀の我が国社会において私法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的な施策について調査審議する。

審議会は、前項の規定により調査審議した結果に基づき、内閣に意見を述べる⁽⁹³⁾。

改革の必要性は、地方分権化の影響、世界規模の自由市場経済の出現、そして特に交通・通信システムにおいて「国境を越えた人的交流を促進し、貿易の拡大を支え」てきた技能の向上を含む、一定の社会変化に起因している⁽⁹⁴⁾。実際に、司法制度改革審議会は、これらのグローバルな市場の力と関連する政治上の変化の結果として、日本が世界の政治および経済文化に積極的に参加しなければならず、日本の法制度の孤立は全く選択肢となり得ないということを認めている。司法制度改革審議会が述べたように、

企業活動が国境を越えて展開され、巨大な金融資本が情報空間を介して瞬時に世界を移動する現在、一国の経済を一国の政府の政策のみによって支え規律することは著しく困難となり、他方、一国の政治・経済の在り方が他国に対して甚大な影響を及ぼす可能性が増大してきている。我々は、世界に展開する個人や企業等の安全とその権利をいかにして保護していくのか、いかにして公正で活力ある世界市場を構築し、効果的な通商戦略をもって参入していくのか、さらに、人権問題や環境問題等の地球的課題や国際犯罪等の問題にどのように取り組んでいくべきなのか、といった課題に直面してくる⁽⁹⁵⁾。

(93) 前注1・司法制度改革審議会を参照。

(94) 同文献。

(95) 同文献。

B 教育に関して求められる日本の法制度の特定の変化

法制度に関する目的を論じるに際して、司法制度改革審議会は、自己の見地から取り組むことが必要な、現行制度と関連するいくつかの好ましからざる要素を指摘した。これらは以下のものを含む。

1 より多くの法曹の必要性

まず初めに、日本では、より多くの法曹が必要とされている。この点に関して、司法制度改革審議会は以下のように指摘した。

制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。いかに理想的な制度ないし仕組みを描いたとしても、それを実際に担う人的基盤の整備を伴わなければ、機能不全に終わることは明白である。[望ましい]制度的基盤の強化が実を結び、そこで意図された成果をあげるためには、その制度の運営を委ねるに足る質量ともに豊かな人材（法曹）を得なければならない⁽⁹⁶⁾。

司法制度改革審議会が認めるように、国際取引が増加し、日本社会が一般的に開放的になる傾向があり、そのことは、日本において、訴訟の増加と、それに相応するより多くの法的代理が必要なことを意味するであろう。もし、これらの予想が支持されるべきなら、より大きな集団の人々に法律実務の機会を開くための、さらに大きな理由が存在するであろう⁽⁹⁷⁾。これに関連する1つのポイントは、弁護士と企業の法務部で働く法学部卒業生がより密接に協力し合うことが必要になりそうだということに関わる。国際商業取引その他の取引がおそらく発展していくであろうことともに⁽⁹⁸⁾、法的サービスは、企業内の法務担当者と弁護士との間で協力と協調的な努力のレベルを強めることで、最もよく達成されうる。

かくして、日本において法曹の数を増やす必要があることは、極めて明らかである。同様に明らかなことに、近年の弁護士数の増加はこの問題を解決していない。

(96) 同文献。

(97) 同文献。

(98) 前注8・Fineを参照。

2 法曹と市民の関係をより近づけることの必要性

司法制度改革審議会は、遠い存在で、アクセスしにくく、ごく少数の者以外には閉ざされているといった、法制度に対する一般の見方についても留意し、懸念している。審議会は、法専門職を、現在のところ法制度と法曹から隔離されていると感じている市民にもっと開放することを、改革目的の1つと見なしている。

「司法は、国民に開かれておらず、遠い存在になっている」、「弁護士も裁判所も敷居が高く、温かみに欠ける」、「司法は分かりにくく国民に利用しづらい制度となっている」、「社会・経済が急速に変化する状況のなかで、迅速性、専門性等の点で、国民の期待に十分応えられていない」、「行政に対するチェック機能を十分果たしていない」等々、司法の機能不全を指摘する声も少なくない。端的に言えば、一般に、我が国の司法（法曹）の具体的な姿・顔が見えにくく、身近で頼りがいのある存在とは受けとめられていないということであろう。

司法制度改革審議会は、人々が、法制度は、人々から遮断された密接に関連した小さい集団によって支配されていると感じている、と指摘した⁽⁹⁹⁾。これを治癒するために、日本は、より多くの人々に法専門職を開放することを考えなければならない。なぜならば、弁護士、検事、そして裁判官になる比較的わずかな法学部の卒業生は、司法修習所とともに学び訓練を受けるので、これらの者達が「OBクラブ」を形成するという感覚を否定することは難しい。

かくして、法曹の層を厚くすることは、2つの重要なことと関連する便益を有することとなる。それは、現在の、そしてより厳しくなると予測される、日本の法曹の不足を緩和するのに役立つであろうし、また、法専門職が小さくて固く団結した集団からなる「身内クラブ」であるという一般の感覚の解くのに役立つであろう。

3 日本の司法試験の妥当性

司法制度改革審議会は、日本における現行の司法試験について懸念を表明し

(99) 前注1・司法制度改革審議会を参照。

てきた。アメリカの弁護士あるいは法学者という視点からは、日本の司法試験によって重大な疑問がわいてくる。現在行われている形での司法試験の利点とは、もしあるとすれば、なんなのか。受験者のごくわずかの割合しか合格できない試験の価値とはなんなのか。

日本の司法試験の過程もまた、日本の大学の法学部で受けられる教育に不十分な重要性しか与えられていないことを示唆する。日本は、大学での勉強と成績は、司法試験のための「詰め込み勉強」(cram)をするために受講する予備校のコースに比べて学生達にとってはるかに重要性が乏しいと考えられる法学教育制度を、永続させたいのであろうか。これが、日本がその法専門職のために促進したいと考える教育モデルなのか。司法制度改革審議会は人々の認識について大層関心を示しているが、そういった人々は、この種の「学習」を促進する制度に自己の信頼を与えることができるのか。そして、この「大学教育と予備校教育」の違いは、司法試験を受験しようと試みないか、受験しても合格しない大部分の法学部卒業生の能力について、何を示唆するのか。法専門職が技能訓練を欠いていることは、どうなのか。

これらは、日本の司法試験の妥当性と将来の形態が評価される場合に取り組みられるべき重要な問題のうちの一部である。アメリカの法曹資格付与プロセスが、参考になるかもしれない。アメリカで法律実務を行う資格を得るためには、2つの要件がある。第1に、能力を証明することである。これは、申請者が、アメリカ法曹協会(ABA)が認定したロースクールからのJ.D.の学位を保有しているということの証明⁽¹⁰⁰⁾と、州の司法試験において合格点に達したこと⁽¹⁰¹⁾によって満たされる。ほとんどの州は2日間の司法試験を実施している。うち1日は、各州共通司法試験(Multistate Bar Examination: MBE)、つまり、6つの法分野——憲法、契約法、刑法、証拠法、財産法、不法行為法——を試験する共通化された択一式試験に当てられる⁽¹⁰²⁾。他の試験日は、より幅広いトピックについてのエッセイから成る⁽¹⁰³⁾。ほとんどの州は、法曹倫理

(100) 4州——アラバマ、カリフォルニア、コネティカット、メイン——は、ABA認定ロースクールから卒業することを一般的には義務付けていない。www.abanet.org/legaled/statistics/barchart (visited July 5, 2000) を参照。

(101) www.abanet.org/legaled/statistics/barchart (visited July 5, 2000) を参照。

(102) 4つの州・自治領——インディアナ、ルイジアナ、ワシントン、プエルトリコ——を除く全ての法域がMBEを義務付けている。www.abanet.org/legaled/statistics/barchart (visited July 5, 2000) を参照。

(legal ethics) と専門職責任 (professional responsibility) に関する択一問題から成る、各州共通専門職責任試験 (Multistate Professional Responsibility Exam: MPRE) を義務付けている⁽¹⁰⁴⁾。ますます多くの州が、受験者が事案を与えられて、事案についての質問に応えるか、事案に関する特定の書類を作成するかを求められる、実務的な要素を含めてきている⁽¹⁰⁵⁾。アメリカの州の司法試験合格率は、日本における合格率よりもかなり高い⁽¹⁰⁶⁾。

アメリカにおける法曹資格取得プロセスの第2の部分は、性格と適格性 (character and fitness) の審査に関する。これは、一般に、申請者が司法試験の筆記部分に合格した後で取り行われる面接の形式で行われる。申請者は、法律実務を行うための自己の性格または適格性に関係あるであろう情報を書面にして提出することも要求される⁽¹⁰⁷⁾。

(103) www.abanet.org/legaled/baradmissions (visited July 5, 2000) を参照。(104) 4つの州・自治領がMPREを義務付けていない。それらは、メリーランド、ワシントン、ウィスコンシン、そしてプエルトリコである。www.abanet.org/legaled/statistics/barchart (visited July 5, 2000) を参照。

(105) www.abanet.org/legaled/baradmissions (visited July 5, 2000) を参照。各州共通パフォーマンス・テスト (Multistate Performance Test: MPT) は、ニューヨークを含む27州で要求されている。受験者は、「監督弁護士」(supervising attorney) からの指示、数々の書類 (例えば、宣誓供述書、治療記録、書状)、および主要な法 (判例、制定法、行政規則など) とともに、事案ファイルを与えられる。受験者は、監督弁護士によって命ぜられた課題を解決するように要求される。MPTは、事案処理計画、問題解決、事実調査、および資料を無関係なものと同関係あるものに分類することを含む、数々の技能をテストするよう意図されている。John Caher, Skills Test Added to NY Bar Exam, *New York Law Journal* (March 2, 2000) を参照。

(106) 今日、ほとんどの州において、司法試験に合格することが、ほんの数年前よりも難しくなっている。1998年の合格率は、その前年と前々年の74%に比べて、70%である。www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbcyberb (visited July 7, 2000) を参照。

合格率が最低な州はカリフォルニア州であり、51%である。ユタ州とニューメキシコ州の合格率は最高であり、約90%である。[www.usnews.com/usnews/edu/...](http://www.usnews.com/usnews/edu/) (visited July 6, 2000) を参照。

(107) www.abanet.org/legaled/baradmissions (visited July 5, 2000) を参照。

アメリカの法曹規則における特色のひとつは、ある特定の州で法律実務を行う資格は、その州だけに限られるということである。他の州で法律実務を行うためには、裁判所に、当該事件に限りその裁判所に出廷することを許す命令を

4 日本の現在の法学部におけるカリキュラムと方法の 限定的性質

現行の日本の法学教育は、限定的すぎて21世紀には効果的ではなく、実務訓練を全く提供していないという意味で「学問的」すぎる教育を提供しているということが、明らかに懸念されている。そうすることで、日本の大学の法学部は、大多数の法律関係職に対して、彼らが自己の仕事においてより効率的、効果的となるために役立つであろう真の実務訓練を与えないままにしている。現行の日本の法学教育はいかなる実務訓練も与えないので、それは、企業法務部に所属する大多数の法学部卒業生が、自己の仕事において、その潜在的可能性のとおり創造的、効果的、かつ効率的となることを阻害している。実際のところ、それらの法律関係職は、ほとんどのアメリカの弁護士が行うこと——相談、助言の提供、法律文書の起案——つまり、裁判所での代理活動に関わらない法律業務のほとんどを行っている。司法試験に合格して司法研修所に入ることができる者に技能訓練を限定する適切な理由など存在しないように思われてならない。そうではなく、実務的な技能訓練が、従来の法学教育に組み込まれるべきである——それが、現行の学士課程（undergraduate）型の文脈においてであろうと、あるいは、新たに形成される大学院型の法学教育においてであろうと。

5 日本の法的訓練における多様性の欠如

最後に、法的訓練において、より広範な多様性が明らかに必要とされている。司法制度改革審議会が指摘したように、「法的需要は今後ますます多様化・高度化することが予想され、それに適切に応えるべく、法曹人口の適正な増加を実現する方策を検討する必要がある」。法学教育の現行の様式は、日本の法典の主要な部分に焦点を当てることが多いと思われるが、それは、21世紀

求めて申立てを行うか（例えば32 Am Jur 2d Federal Courts section 633 (1995)を参照）、その州の法曹資格を付与されるかしなければならない。いくつかの州は互恵的協定を結んでいるので、ある州で法律実務を行う資格を有する者は、司法試験を受けることなく他州で法律実務を行う資格を求める申立てを行うことが出来る。その要件は、州によって異なる。 <http://www.abanet.org/legaled/publications/compguideonline/cgchart10.html> (visited July 6, 2000)を参照。

に向かう日本の法専門職によって必要とされる法学教育の深さや幅を与えそうにはない。

C 日本でプロフェッショナルスクール型（Professional Model）の法学教育を採用すること

1 アメリカ型法学教育の利点

司法制度改革審議会が、ひとつの可能性として、大学院でのプロフェッショナルスクール型の法学教育の採用を提案したので、アメリカの法学教育制度がなんらかの役に立つ指針を与えるかどうかを考察することが、有益である。

既に指摘したように、アメリカ型の法学教育はプロフェッション教育と司法試験とを結び付けている。この二元的アプローチは、個々のロースクールに各自のカリキュラムを発展させることを認めながらも、州単位で提供される一連の試験を通じて法律実務を行うための全般的な能力を保証しようとしている。市場もまた、法律実務を行うことに関するロースクール卒業生の能力と将来性を評価するのに役立つ。専門家（specialized）弁護士と他のカテゴリーの弁護士を区別していないために、アメリカの制度は、各人が経験を通じて専門能力を発展させ、プロフェッション内での移動性を享受することを許している。需要と供給という観念が何かを意味するとするならば、それは、法専門職を、彼らが最も必要とされる特定分野で生み出すように、作動する。そして、司法試験は各州において法律実務を行うことの前条件ではあるが、試験に合格することは、3年間の教育で学ぶロースクール学生の努力に比べれば、はるかに二次的なものとして考えられている。

アメリカの経験に基づいて、大学院型の利点がいくつか確認されうる。それらのうちには、以下のものがある。

a より多様な学生群

学生達は、学士課程教育の終了後に、しかも、しばしば、かなりの職業経験を持ってロースクールにやってくるので、より多様で、より興味深いバックグラウンドと経験を持っている可能性がある。例えば、アメリカのロースクール学生には、政府や会社で責任ある地位を有していた者も多くいるし、いろいろなところを旅してきた者もいる。さらに、ロースクールのコミュニティで他の学生の経験を豊かにしてくれる他の多様な経験を有している者もいる。

b 学生の成熟性とコミット

アメリカの大学院レベル・プロフェッショナルスクール型の法学教育は、学生全体がより年長で、一般的により成熟していることも保証する。

プロフェッショナルスクール型ロースクールは、少なくとも、学生達が自己の勉強と最終的なキャリア目標によりコミットしているという想定も生じさせる。学士課程型ロースクールは、人が一般的にそのような重要な人生上の決定を下すための世知や経験を欠く非常に若い時に、学生に対してキャリア選択を強いる。

c 技能教育・法学教育以外の教育目的

大学院型法学教育は、学生が、そのうえに法律の学習を進展させることができる基礎レベルの技能をすでに獲得済みであろうことも約束する。

同様に、大学院型ロースクールにおける学生達は、学士課程教育の他の目標を既に達成している。かくして、プロフェッショナルスクール型ロースクールは、それが法に関する教育および訓練の重要な要素と見なすものに集中することができる。

アメリカの学士課程学生達は、あらゆる分野を勉強することができるが、多くの者は、政治学その他、「ロースクールに先行する」(pre-law)分野のコースをとるであろう。もし、日本が、大学院レベルの法学プログラムに移行すべきものであるならば、「ロースクールに先行する」(pre-law)教育を要求(そして定義)することの相対的メリットと、基礎的な総合教育が法に関する勉強とキャリアに向けて学生達を最も良く準備させるのではないかということについて、考察する必要があるだろう。

d 技能ベース訓練と学問的訓練

アメリカのロースクールは、学問的要素と効果的な法律実務を行うために必要であると考えられている技能とを結び付ける特性を有している。とりわけ、アメリカのロースクールは現在、一様に、法律に関する情報調査と文書作成(legal research and writing)のコースを受講することを要求している。多くのロースクールは、法律情報調査・文書作成に関する上級コース、臨床科目、およびシミュレーションや問題解決の実習を伴うその他の授業クラスをも提供している。

e 留学経験へのアクセス

プロフェッショナルスクール型ロースクールは、留学プログラムと、海外のロースクールから日本のロースクールに来た留学生達へのアクセスを、より拡大する傾向を持つ。これらの経験は、司法制度改革審議会が認めたように、ビジネスと法律実務の性質がますます世界的になるにつれて、ますます重要になっていく。

f 就学中の雇用の可能性

多くのアメリカのロースクール学生達は、ロースクールでの1年次と2年次の間の夏休み、および、2年次と3年次の間の夏休みのあいだに、法律に関係する仕事で雇用される。学期中も、ローファームでパートタイムで働く者もいる。これらの機会は、学生達に法律実務を行うことの中で本物の人生経験を提供するだけでなく、法学教育の資金を調達するための追加的な仕組みも提供する⁽¹⁰⁸⁾。司法制度改革審議会が他の論点を解決するかどうかにかかっているが、これも、日本の法学生のための現実味のあるオプションであろう。

g キャリアの柔軟性

アメリカの法制度と教育制度は、学生達に対して、プロフェッションの中で自分が進出する側面を選択することを可能にしている。ロースクールからの卒業と法曹資格の付与は、民間弁護士実務、企業法務部、政府（州または連邦の検事局を含む）、そして裁判所に入る可能性を、開けておいてくれる。（もちろん、これらの仕事につくための他の要件にも従う。肝心なことは、いかなる側面の法律実務に参入することに対しても、外的または形式的な障壁はないということである。）

2 プロフェッショナルスクール型法学教育を評価する際に日本が直面することになる諸問題

a カリキュラムのデザイン

司法制度改革審議会によって表明された考慮事項と一致するが、特定のカリキュラム要素が重要であると思われる。例えば、審議会は人格と専門職倫理の感覚を伴った法専門職を教育し訓練することの必要性を強調した。したがっ

(108) 本稿I.C.2を参照。

て、専門職（法曹）責任に関する訓練が必要であるように思われる。もちろん、日本の主要法典の基本的要素を教えるための一定のコア科目も、大変重要である。

訓練におけるより広範な多様性もまた、日本における法学教育の新制度にとって重要であると思われる。司法制度改革審議会が指摘したように、「法的需要は今後ますます多様化・高度化することが予想され、それに適切に応えるべく、法曹人口の適正な増加を実現する方策を検討する必要がある」。したがって、ロースクールの科目は、法専門職を、様々なタイプの依頼人と様々なタイプの活動に対処するために備えさせるべきである。例えば、司法制度改革審議会は、日本において解決されるべき法的紛争が増加する見込みに対処することに役立つであろう、より容易に利用可能な形態の裁判外紛争処理（ADR）のメカニズム、利用者にやさしい司法センター、およびその他の資源を発展させることに参加する、一群の訓練された法専門職を有することが必要であると認めている。このことを考慮すれば、日本のロースクールは、ADRのメカニズムについて教えるべきであるし、センターや研究所の発展を促進すべきであって、そうすれば、将来の世代の法曹は、日本の法制度を研究して改革するための継続的な努力を続けることができるであろう。

b 教育方法

教育方法もまた、再評価されるべきである。日本の法学教育は、主として、学生がほとんどまたは全く参加しない講義モデルに集中してきた⁽¹⁰⁹⁾。アメリカの視点からは、この教え方のみでは、将来に向けて法曹を訓練するには不十分である。法学生達は、少なくとも彼らの法学教育の後期においては、教授達やクラスメートとの対話に従事する機会を与えられるべきである。試験は、単なる暗記以外のことに基づくべきである。同様に、技能訓練（臨床科目、法律文書作成科目など）が日本のロースクールのカリキュラムに統合されるべきである。もちろん、これらの種類のプログラムを一夜にして大幅に発展させることはできないが、これらのプログラムを日本のロースクールのカリキュラムに統合する努力が始められるべきである。

(109) Mark Levin, *Legal Education for the Next Generation: Ideas from America*, 1 *Asian-Pac. L. & Pol'y J.* 3, 4 (2000); Merrisa J. Krasnow, *The Education and Development of Legal Professionals in Japan*, 18 *J. Legal Prof.* 93, 96 (1994) (授業は大講義で六法中心である、と指摘している) を参照。

c 教授陣

カリキュラムと教授方法に関する選択に付随する事柄の1つは、ロースクールが抱えるべき教授陣のタイプについて考慮することである。法学教授は、技能訓練を効果的にするために、なんらかの実務的経験を有するべきであろうか。それとも、アカデミックな要素が法学教育にはより重要なのであろうか。技能を教えるために、第2グループのロースクール講師陣とでもいうべきものを発展させるべきであろうか。技能教育のギャップを埋めるために非常勤教員が雇用されるべきであろうか。そして、もしこれらのモデルの1つが採用されたとすれば、技能訓練をアカデミックな仕事に適切に統合することに失敗するであろうか、あるいは、これら両分野の教育は、相互に切り離されて教えられることになるであろうか。

d ロースクールに先行する訓練の役割

ロースクールに先行する教育の範囲、性質、そして役割について考慮することが必要であろう。取り組むことが必要とされるであろう問題の中には、ロースクールに入学する意図を持つ学生は学士課程の学科として法学を勉強すべきであるかどうかとか、法学生に期待されるべき技能の種類と、いかにしてそれらの技能が発展させられるべきなのか、といった問題が含まれる。

e ロースクールの入学基準

関連して取り組まなければならない問題の1つは、ロースクールへの入学判定においていかなる基準が用いられるであろうか、というものである。アメリカでは、志願者の学士課程の学業成績平均値とロースクール入学適性試験（the Law School Admissions Test or LSAT）の成績が、入学の決定を下す場合にロースクールが用いる最も重要な要素である⁽¹¹⁰⁾。日本のロースクールは、様々な判断規準の相対的重要性を含めて、入学に関する基準を発展させる必要がある。それから、志願する可能性のある者は、これらの要素について告知されなければならない。

f 認定機関（Accreditation Body）

司法制度改革審議会は、認定機関が存在すべきかどうか、そして、もし存在すべきならば、誰がそれを構成すべきで、いかなる役割をそれが引き受けるべきなのか、検討すべきである。

アメリカ法曹協会は、アメリカにおけるロースクールの認定機関である。ABAは政府組織ではないが、アメリカにおける「ロースクールに関する全国的に認知された認定機関」として、連邦教育省によって認められている⁽¹¹¹⁾。1878年に創立されて以来、ABAはアメリカにおける法学教育の向上に長い間専心してきた。ABAが設置した最初の委員会の1つは、法学教育と法曹資格の付与に関する常設委員会 (Standing Committee on Legal Education and Admissions to the Bar) であった。1921年に、ABAは、法学教育に関する最低基準に関する声明を採択し、これらの基準を遵守するロースクールの一覧表の公表を始めた⁽¹¹²⁾。そのうちに、これがABAの認定プロセスとなった。

認定プロセスの目的は、2つの部分を有する。最初に、ABAの基準にロースクールが従っているかどうか審査する。そして次に、認定プロセスの一部として要求される再評価プロセスを容易にするために、ロースクール間で情報を共有するための手段を提供する⁽¹¹³⁾。認定プロセスは、ロースクールが広範な質問票に回答することを義務付けている。それは、ABAによって創設された法学教育専門家チームによる現地視察を義務付けている⁽¹¹⁴⁾。認定プロセスは、「遅れをとってきたロースクールで必要とされる変化を義務付けることによって」法学教育の近代化に寄与してきたと言われてきた⁽¹¹⁵⁾。

g プロフェッショナルで継続的な教育の必要性

(110) www.usnews.com/usnews/edu/beyond/grad/gbadrb (visited July 6, 2000) (ロースクールへの入学を望む場合に成績とLSATの点数が重要であることを指摘している) を参照。Gillian K. Hadfield, *The Price of Law: How the Market for Lawyers Distorts the Justice System*, 98 Mich. L. Rev. 990-91 and n. 84 (2000) も参照。LSATは、ロースクールでの成績やプロフェッションとしての成功を予測するには不適當であり、ロースクールへの入学における人種的・階級的なバイアスを助長すると批判されてきた。Abiel Wong, *Boalt-ing Opportunity?: Deconstructing Elite Norms in Law School Admissions*, 6 Geo. J. on Poverty L. & Pol'y 199 (1999)。

(111) www.abanet.org/legaled/accreditation/abarole (visited July 5, 2000) を参照。

(112) www.abanet.org/legaled/accreditation を参照。

(113) www.abanet.org/legaled/accreditation/abarole (visited July 5, 2000) を参照。

(114) 同文献。

(115) 前注13・Stein。

認定機能を提供することに加えて、ABAは重要な教育的役割を提供してきた。ABAは、法学教授を含む法専門職全員が受けられる継続的法学教育を提供し、法曹や法学者に興味ある数々の刊行物を出版し、様々なトピックに関して会議やシンポジウムを主催している⁽¹¹⁶⁾。

もう1つの団体、アメリカ・ロースクール協会（Association of American Law Schools, AALS）は、ロースクールにとって特に重要な訓練と情報の源である。AALSは、ABAの後援で1900年に設立されたもので、ロースクールの教授とトップレベルの管理者のための学会である⁽¹¹⁷⁾。AALSは年間を通じて会議を主催し、ロースクール間での特別の関心事に関する刊行物を出版する。もっとも人気があるのは、毎年1月初旬に開催される総会であり、そこでは、3日間集中の会合が、幅広いトピック——教室におけるテクノロジーの利用から、連邦最高裁判所の最近の開廷期に至るまで——に関して開かれる。これらの会議の出席率は高く、会合で論じられる様々な問題について学ぶためだけでなく、通常はイニシアチブやアイデアを共有する機会を得られない別の州や地域（AALSはカナダとメキシコのロースクールも含むので、国さえも⁽¹¹⁸⁾）にある別のロースクールから来た教授達の間での非公式な討論のためにも、豊かな土台を提供する。

日本がその法学教育を改革することを考える場合、法学教授その他の専門家達がアイデアとイノベーションを共有することができる正式のプロフェッション協会によって提供される便益を考慮すべきである。そうすることは、教育上の便益と、おそらくより重要なことであるが、アイデアと挑戦しがいのある課題（challenges）に関する議論と共有のための場を、提供するであろう。

h 法専門職の資格付与

日本における法曹資格の付与は、司法制度改革審議会によって認識されたように⁽¹¹⁹⁾、鋭く批判されるようになった⁽¹²⁰⁾。司法試験合格率は上昇してきたものの、現行制度は、法曹は極端に排他的な限られた「内」集団（"in" group）

(116) www.abanet.org (visited July 5, 2000) を参照。

(117) www.abanet.org/intlaw/divisions/home (visited July 10, 2000) を参照。

(118) www.aals.org (visited July 10, 2000) を参照。

(119) 前注1・司法制度改革審議会を参照。

(120) 同。

(121) Setsuo Miyazawa and Hiroshi Otsuka, Legal Education and the Reproduction

であるという感覚を作り出すことに寄与していると言われてきた⁽¹²¹⁾。取り組むことが必要であろう問題の1つは、ロースクール卒業生のより大きな割合が司法試験に合格することができるであろうかということと、もしそうならば、その変化は法専門職への参入に対していかなる影響を与えるであろうか、ということである。

i 司法研修所が引き続き担う役割

司法制度改革審議会は、新しい法学教育制度の下での司法研修所の役割とは何かについて、検討する必要があるであろう。ある程度、司法研修所も、現行制度について認識されている欠点のいくつかに関して非難されている。もし新しい役割を司法研修所に担わせるのであれば、その役割はどういったものであろうか、誰が研修所に入所しうるのであろうか、その機能のうちのいくつかはロースクールのカリキュラムに併合されるべきであるか、そして、誰がこの極めて重要な機関を構成するべきか等について、考察する必要があるであろう。

結 論

日本がその法学教育制度を再構築するつもりであるならば、それがいかなるタイプのカリキュラムを採用するか考える必要もあるであろう。アカデミックで理論的な要素に実務的技能を混合する制度が最適なように思われる。各タイプの教育をどの程度行えば日本社会のニーズと利益に最も適するかについても、大いに考察する必要があるであろう。おそらく、最善のアプローチは、各ロースクールに、それが最善とみなすカリキュラムを構築させることであろう。少なくともアメリカのアプローチの下では、異なったロースクールで学習プログラムが様々であることに、暗黙の便益がある。——そのような多様性は、様々なアプローチが提示されることを許すだけではなく、様々なアイデアがにじみ出てくることも許しており、そのことによって、最善のアプローチが次第に明らかになり、広がっていくであろう。市場の力は、これが生ずることを保証すべきである。

より開放的な法曹資格付与モデルが日本において法曹の過剰をもたらすかも

of the Elite in Japan, 1 *Asia-Pac. L. & Pol'y J.* 2, 10-25 (2000); Robert J. Reinstein, *Afterward: New Roles, No Rules? An International Perspective*, 72 *Temple L. Rev.* 1031, 1034 (2000) を参照。

しれないという懸念もある。アメリカの法曹の多さも、アメリカ社会に関する懸念として提起されてきた。これらの懸念は誇張されているように思われる。日本では、法曹資格の開放は、ロースクール卒業生が日本で業務を行う方法において大変動がおこることを必ずしも予告しない——彼らの大部分は、おそらく企業の法務部で働き続けるであろう。法曹資格の開放が行うことは、法曹がどこに最適に配置されるかを市場に決定させ、法専門職へのよりオープンなアクセスを許し、全てのロースクール卒業生に対してより良い訓練を提供し、そして、法制度に対する社会の信頼を増進するであろう。これらの目標は、望ましいものであると思われるし、司法制度改革審議会によって表明された関心に一致するように思われる。

私は、日本社会とその法制度に関する確固とした知識を欠き、それらに触れてもいないので、これらの問題に対する答を提示することは不可能である。しかし、問題自身が、継続的な評価の中で取り組む必要がある論点のいくつかを特定する、有益な機能を果たす。世界中の法学教育が非常に良く発展しており、非常に多くの異なった種類があることを示しているという事実は、日本に対して、多彩なオプションを与える。日本は、異なった法学教育制度から個々の要素を受け入れたり拒否したり、他のものを修正したりしながら、その中から選択できるのである。究極のところ、日本は、社会の利益と法専門職のニーズに最も良く応えるようなプランを、日本の法制度と法学界のために案出しなければならないであろう。